

決 定 要 旨

被 審 人（住所）宮崎県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 36 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 8 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 3 月 23 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 1 月 21 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当
被審人は、宮崎県宮崎市大字本郷北方 2485 番地 20 に本店を置き、ゲームセンター等の施設の運営を目的とし、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されていた(平成 20 年 6 月 28 日上場廃止)株式会社アリサカの社員であったが、被審人は、平成 20 年 5 月 14 日ころ、その職務に関し、株式会社アリサカにおいて複数年度にわたる不適切な会計処理が判明した旨の株式会社アリサカの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 20 年 5 月 27 日より前の同月 16 日、B 証券株式会社 C 支店を介し、東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、自己の計算において、株式会社アリサカの株券合計 500 株を売付価額 15 万 1700 円で売り付けたものである。

- 法令の適用
平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、第 166 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 4 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

- 課徴金の計算の基礎
 - (1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。
$$(302 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 303 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 304 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (143 \text{ 円} \times 500 \text{ 株})$$
$$= 80,200 \text{ 円}$$

 - (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。